

# 参 考 资 料

5 2. 市税徴収に要する費用

(単位：千円)

区 分		24年度決算額	25年度見込額	
税収入額	A. 市 税	19,518,366	19,481,926	
	B. 個人 の 県 民 税	6,019,160	6,020,841	
C. 合 計		25,537,526	25,502,767	
徴 税 費	人 件 費	D. 基 本 給	185,324	172,273
		E. 諸 手 当	97,295	89,100
		(イ)時間外勤務手当	11,445	10,150
		(ロ)税務手当	202	284
		(ハ)その他の手当	85,648	78,666
		F. 共済組合負担金等	54,399	51,099
		H. そ の 他	514	825
	I. 小 計	337,532	313,297	
	需 用 費	J. 旅 費	825	1,158
		K. 賃 金	16,432	15,842
		L. そ の 他	173,067	185,172
		M. 小 計	190,324	202,172
	報奨金及びこれに類する経費	N. 納期前納付報奨金	—	—
	そ の 他	S. そ の 他	8,613	9,326
T. 合 計		536,469	524,795	
県民税徴収取扱費	U. 納税義務者数を基準にした金額	213,249	209,958	
	V. 報奨金の額に相当する金額	0	0	
W. 合 計		213,249	209,958	
X. T-W		323,220	314,837	
税収入額に対する徴収の割合 (%)	T/C	2.1%	2.1%	
	X/A	1.7%	1.6%	
税務職員数 (人)	吏 員	49	47	
	そ の 他 の 職 員	0	0	
	合 計	49	47	
	嘱 託 ・ 臨 時 職 員	7	7	

53. 税務事務の電算委託額等に関する調

(単位：円)

区分 年度	課 税				収 納	合 計
	個人 市県民 税	法人 市民税	都 市計 画 固 定 資 産 税	軽 自 動 車 税		
21	60,561,402	4,016,145	53,188,548	7,449,204	35,212,071	160,427,370
22	27,370,629	3,603,600	53,828,628	4,581,045	19,508,019	108,891,921
23	18,428,640	3,603,600	51,075,108	3,774,960	19,627,152	96,509,460
24	18,428,640	3,603,600	51,075,108	3,774,960	19,627,152	96,509,460
25	14,422,624	2,489,025	44,509,836	2,607,885	16,060,930	80,090,300

※25年度は、当初予算額を計上

※20年度から新システムを使用。委託料+システム使用料としている。

54. 税務機構および職員数、税務歴調

(平成25年4月1日現在)

機構	区分	部長	税務室長	参事	課主 長幹	課長 副主 長補 佐	主査	主任	主技 事師	書記	事務員	合計	経平 験均 年税 務
総務部 税務室	市民税課	1	1	0	1	2	1	3	4	2	1	14	6.4
	市税収納課				1	0	2	3	3	1	2	12	3.0
	債権回収課				1	0	2	1	1	0	0	5	11.5
	資産税課				1	1	3	2	3	2	3	15	6.1
合計		1	1	0	4	3	8	9	11	5	6	48	5.9

↑ 部長、税務室長、含む

↑ 税務室長含む

55. 事務分掌

課名	事務分掌
市民税課	(1) 税務の企画調整に関すること。 (2) 個人市民税及び県民税並びに法人市民税の賦課に関すること。 (3) 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課に関すること。 (4) 第2号及び第3号に係る証明に関すること。 (5) 譲与税及び交付金（他部課に属するものを除く。）に関すること。 (6) 室及び課の庶務に関すること。
市税収納課	(1) 市税等（国民健康保険税を除く。以下同じ。）の調定に関すること。 (2) 市税等の徴収及び収納に関すること。 (3) 税務証明（他部課に属するものを除く。）に関すること。 (4) 課の庶務に関すること。
滞納対策課	(1) 債権回収（市長が指定したものに限る。）に関すること。 (2) 未収債権の徴収に係る助言等に関すること。 (3) 未収債権に係る調査及び調整に関すること。 (4) 課の庶務に関すること。
資産税課	(1) 固定資産税、都市計画税等の賦課に関すること。 (2) 固定資産評価審査委員会に係る審査申出の弁明書作成に関すること。 (3) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (4) 第1号に係る証明に関すること。 (5) 課の庶務に関すること。

56. 平成25年度市税賦課及び徴収一覧表

税目		課税客体	納税義務者	賦課期日
市 民 税	個人市民税	1. 市内に住所を有する個人（均等割・所得割） 2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの（均等割）		1月1日
	法人市民税	1. 市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割・法人税割） 2. 市内に寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（均等割） 3. 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの（法人税割）		一事業年度が基礎となる
固定資産税		固定資産 土地 家屋 償却資産	当該固定資産の所有者	1月1日
軽自動車税		原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車	当該原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車の所有者  （所有権を留保している軽自動車等については、その買主）	4月1日



課税標準及び税率		申告期限	納期
所得割 均等割	6% 3,000円	申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日  異動届 徴収義務がなくなった 事由が発生した月の翌 月の10日	普通徴収 第1期 6月10日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 翌年1月1日～1月31日  特別徴収 毎月分を翌月の10日まで
法人税割 14.7% (12.3%) 均等割	1. 資本金等の額が1千万円以下 市内従業員数50人以下 60,000円 2. 資本金等の額が1千万円以下 市内従業者数50人超 144,000円 3. 資本金等の額が1千万円超1億円以下 市内従業者数50人以下 156,000円 4. 資本金等の額が1千万円超1億円以下 市内従業者数50人超 180,000円 5. 資本金等の額が1億円超10億円以下 市内従業者数50人以下 192,000円 6. 資本金等の額が1億円超10億円以下 市内従業者数50人超 480,000円 7. 資本金等の額が10億円超 市内従業者数50人以下 492,000円 8. 資本金等の額が10億円超50億円以下 市内従業者数50人超 2,100,000円 9. 資本金等の額が50億円超 市内従業者数50人超 3,600,000円	法人税申告期限まで	決算日の2ヶ月後 予定・中間・修正 申告についてはそ の申告期限まで
賦課期日における価格(地方税法に特別に定め のあるものを除く)の1.4/100	免税点 土地 300,000円未満 家屋 200,000円未満 償却資産 1,500,000円未満	償却資産 1月31日	第1期 5月10日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 翌年2月1日～2月末日
1. 原動機付自転車 年額 50cc以下 1,000円 50cc超 90cc以下 1,200円 90cc超 125cc以下 1,600円 原付ミニカー 2,500円 2. 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪以上のもの 貨物・営業用 3,000円 自家用 4,000円 乗用・営業用 5,500円 自家用 7,200円 3. 2輪の小型自動車 4,000円 4. 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円	取得申告  納税義務の発生後 15日以内  廃車申告  納税義務が消滅し た日から30日以内	5月1日～5月31日	

税目	課税客体	納税義務者	賦課期日
市たばこ税	売渡し又は消費等に係る 製造たばこ	製造たばこの製造者 特定販売業者 卸売販売業者	
特別土地保有税	課 税 停 止		
入湯税	鉱泉浴場における入湯行為	鉱泉浴場の入湯者	
都市計画税	土 地 家 屋	当該土地家屋の所有者	1月1日
国有資産等所在市町村交付金	国、地方公共団体所有の固定資産 で貸付資産  (交付金対象課税客体)	国、地方公共団体	

課税標準及び税率	申告期限	納期
売渡し本数1,000本につき 5,262円 (旧3級品は1,000本につき2,495円)	前月の売渡し分につき 翌月末日までに申告納付	
入湯客 宿泊150円 日帰り75円	前月の入湯客数を 翌月15日までに申告納付	
賦課期日における価格の0.3/100  価格は固定資産税(土地・家屋)の課税標準と なるべき価格による(地方税法に特別に定め のあるものを除く)		固定資産税の納期 と同じ
算定標準額の1.4/100 (法で定めのあるものを除く)  交付金については前年の3月31日現在におい て国有財産台帳等に記載された価格による		交付金 毎年6月30日



57. 税率の変遷

年度		44	45	46~47	48
税目					
市 民 税	個人均等割	400円	同左	同左	同左
	法人均等割	資本の金額等が千万円を 超える法人 4,000円 その他 2,400円	同左	同左	同左
	個人所得割	標準税率	同左	同左	同左
	法人税割	8.9/100	同左 5月決算から 9.1/100	9.1/100	同左
	固定資産税	1.4/100	同左	同左	同左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90cc以下 800円 125cc以下 1,000円 軽自動車 2輪 1,500円 3輪 2,000円 4輪貨物 2,500円 4輪乗用 4,500円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000円 その他 3,000円 2輪の小型自動車 2,500円	同左	同左	同左	
市たばこ消費税	18.1/100	同左	同左	同左	
電気税及びガス税	7/100	同左	同左	7/100 10月1日以降使用分 6/100	
木材引取税	2/100	同左	同左	同左	
特別土地保有税	—	—	—	①土地の保有者 1.4/100 ②土地の取得者 3/100	
入湯税	1人1日 20円	同左	1人1日 40円	同左	
都市計画税	0.2/100	同左	同左	同左	

49	50	51
同左	同左	1,200円
同左	同左	①40,000円 (24,000円) ②20,000円 (12,000円) ③12,000円 (7,200円)  ただし、制限税率については、6月1日以降終了する事業年度から適用
同左	同左	同左
同左 5月決算から 12.1/100	同左	14.5/100 ただし、4月1日以降終了する事業年度分について適用 なお、資本金等の額が1億円以下で法人税額が年400万円以下の法人については 12.1/100
同左	同左	同左
同左	同左	原動機付自転車 50cc以下 650円 90cc以下 1,000円 125cc以下 1,300円 軽自動車 2輪 2,000円 3輪 2,600円 4輪貨物営業用 2,900円 4輪貨物自家用 3,300円 4輪乗用営業用 5,200円 4輪乗用自家用 5,900円 4輪乗用排ガス規制適合車 4,500円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,300円 その他 3,900円 2輪の小型自動車 3,300円
同左	同左	同左
同左 ただしガス税のみ 10月1日以降使用分から5/100	電気税1月1日以降 5/100 ガス税1月1日以降 4/100 6月1日以降 3/100	電気税 5/100 ガス税 3/100
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左 4月1日以降1人1日 100円	同左
同左	同左	同左

年度		52	53	54
税目				
市 民 税	個人均等割	1,200円	同左	同左
	法人均等割	①134,000円 ② 40,000円 ③ 13,000円	①1,000,000円 ② 560,000円 ③ 134,000円 ④ 40,000円 ⑤ 13,000円	同左
	個人所得割	標準税率	同左	同左
	法人税割	14.5/100 なお、資本金等の額が1億円以下で法人税額が年400万円以下の法人については 12.1/100	同左	同左
固定資産税		1.4/100	同左	同左
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下 650円 90cc以下 1,000円 125cc以下 1,300円 軽自動車 2輪 2,000円 3輪 2,600円 4輪貨物営業用 2,900円 4輪貨物自家用 3,300円 4輪乗用営業用 5,200円 4輪乗用自家用 5,900円 4輪乗用排ガス規制適合車 4,500円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,300円 その他 3,900円 2輪の小型自動車 3,300円	原動機付自転車 50cc以下 650円 90cc以下 1,000円 125cc以下 1,300円 軽自動車 2輪 2,000円 3輪 2,600円 4輪貨物営業用 2,900円 4輪貨物自家用 3,300円 4輪乗用営業用 5,200円 4輪乗用自家用 5,900円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,300円 その他 3,900円 2輪の小型自動車 3,300円	原動機付自転車 50cc以下 700円 90cc以下 1,100円 125cc以下 1,450円 軽自動車 2輪 2,200円 3輪 2,850円 4輪貨物営業用 2,900円 4輪貨物自家用 3,650円 4輪乗用営業用 5,200円 4輪乗用自家用 6,500円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,450円 その他 4,300円 2輪の小型自動車 3,650円
市たばこ消費税		18.1/100	同左	同左
電気税及びガス税		電気税 5/100 ガス税 1月1日以降 2/100	同左	同左
木材引取税		2/100	同左	同左
特別土地保有税		①土地の保有者 1.4/100 ②土地の取得者 3/100	同左	同左
入湯税		1人1日 100円	1月1日以降 1人1日 150円	同左
都市計画税		0.2/100	0.3/100	同左



55	56~57	58	59	60
1,500円	同左	同左	同左	2,000円
同左	同左	①1,500,000円 ④100,000円 ②1,000,000円 ⑤ 80,000円 ③ 270,000円 ⑥ 27,000円 ただし、3月1日以前 に終了する事業年度 分については旧税率 適用	①3,600,000円 ④180,000円 ②2,100,000円 ⑤144,000円 ③ 480,000円 ⑥ 48,000円 ただし、3月31日以前 に終了する事業年度 分については旧税率 適用	同左
同左	同左	同左	同左	同左
同左	昭和56年8月1日以降 14.5/100→14.7/100 12.1/100→12.3/100	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左 ただし、昭和56年 4月1日以降月割課 税制度廃止	同左	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 軽自動車 2輪 2,400円 3輪 3,100円 4輪貨物営業用 3,000円 4輪貨物自家用 4,000円 4輪乗用営業用 5,500円 4輪乗用自家用 7,200円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円	同左 ただし、2月15 日以降取得の 原付ミニカー は2,500円
同左	同左	同左	同左	売出し本数× 350/1000 小売定価の合計× 14.3/100
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左

年度		61	62～63	元～5
税目				
市 民 税	個人均等割	2,000円	同左	同左
	法人均等割	①3,600,000円 ④180,000円 ②2,100,000円 ⑤144,000円 ③ 480,000円 ⑥ 48,000円 ただし、3月31日以前に終了する事業年度分については旧税率適用	同左	同左
	個人所得割	標準税率	同左	同左
	法人税割	14.7/100 なお、資本金等の額が1億円以下で法人税額が年400万円以下の法人については 12.3/100	同左	同左
固定資産税	1.4/100	同左	同左	
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下          1,000円 90cc以下         1,200円 125cc以下        1,600円 原付ミニカー      2,500円 軽自動車 2輪              2,400円 3輪              3,100円 4輪貨物営業用     3,000円 4輪貨物自家用     4,000円 4輪乗用営業用     5,500円 4輪乗用自家用     7,200円 小型特殊自動車 農耕作業用         1,600円 その他              4,700円 2輪の小型自動車     4,000円	同左	同左	
市たばこ消費税	売出し本数×350/1000 小売定価の合計×14.3/100 ただし、昭和61年5月1日から平成元年3月31日までの売渡し分につき特例あり	同左	平成元年から市たばこ税に名称変更 売渡し本数 1,000本につき1,997円 (旧3級品は1,000本につき948円)	
電気税及びガス税	電機税 5/100・ガス税 2/100	同左	平成元年4月廃止	
木材引取税	廃止	—	—	
特別土地保有税	①土地の保有者 1.4/100 ②土地の取得者 3/100	同左	同左	
入湯税	1人1日 150円	同左	同左	
都市計画税	0.3/100	同左	同左	



6～7	8	9～10	11～14
同左	2,500円	同左	同左
①3,600,000円 ②2,100,000円 ③ 492,000円 ④ 480,000円 ⑤ 192,000円 ⑥180,000円 ⑦156,000円 ⑧144,000円 ⑨ 60,000円 ただし、平成6年3月31日以前に終了する事業年度分については旧税率適用	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	売渡し本数1,000本につき 2,434円 (旧3級品は1,000本につき 1,155円)	売渡し本数1,000本につき 2,668円 (旧3級品は1,000本につき 1,266円)
—	—	—	—
—	—	—	—
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左

年度		15	16	17
税目				
市 民 税	個人均等割	2,500円	3,000円	3,000円 均等割の納税義務を負う夫と生計を一にしている妻 1,500円
	法人均等割	①3,600,000円 ⑥180,000円 ②2,100,000円 ⑦156,000円 ③ 492,000円 ⑧144,000円 ④ 480,000円 ⑨ 60,000円 ⑤ 192,000円	同左	同左
	個人所得割	標準税率	同左	同左
	法人税割	14.7/100 なお、資本金等の額が1億円以下で法人税額が年400万円以下の法人については 12.3/100	同左	同左
固定資産税		1.4/100	同左	同左
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 原付ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪 2,400円 3輪 3,100円 4輪貨物営業用 3,000円 4輪貨物自家用 4,000円 4輪乗用営業用 5,500円 4輪乗用自家用 7,200円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円	同左	同左
市たばこ税		7/1より 売渡し本数1,000本につき2,977円 (旧3級品は1,000本につき1,412円)	売渡し本数1,000本につき2,977円 (旧3級品は1,000本につき1,412円)	同左
電気税及びガス税		—	—	—
木材引取税		—	—	—
特別土地保有税		課税停止	同左	同左
入湯税		1人1日 150円	同左	同左
都市計画税		0.3/100	同左	同左

18	19	20~21
3,000円	同左	同左
同左	同左	① 60,000円 ⑥ 480,000円 ② 144,000円 ⑦ 492,000円 ③ 156,000円 ⑧ 2,100,000円 ④ 180,000円 ⑨ 3,600,000円 ⑤ 192,000円
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
7/1より 売渡し本数1,000本につき3,298円 (旧3級品は1,000本につき 1,564円)	売渡し本数1,000本につき3,298円 (旧3級品は1,000本につき 1,564円)	同左
—	—	—
—	—	—
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左

年度		22	23	24	25
税目					
市 民 税	個人均等割	3,000円	同左	同左	同左
	法人均等割	① 60,000円 ⑥ 480,000円 ② 144,000円 ⑦ 492,000円 ③ 156,000円 ⑧ 2,100,000円 ④ 180,000円 ⑨ 3,600,000円 ⑤ 192,000円	同左	同左	同左
	個人所得割	標準税率	同左	同左	同左
	法人税割	14.7/100 なお、資本金等の額が1億 円以下で法人税額が年400 万円以下の法人については 12.3/100	同左	同左	同左
固定資産税	1.4/100	同左	同左	同左	
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 原付ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪 2,400円 3輪 3,100円 4輪貨物営業用 3,000円 4輪貨物自家用 4,000円 4輪乗用営業用 5,500円 4輪乗用自家用 7,200円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円	同左	同左	同左	
市たばこ税	10/1より 売渡し本数1,000本につき4,618円 (旧3級品は1,000本につき2,190円)	売渡し本数1,000本につき 4,618円 (旧3級品は1,000本につき 2,190円)	同左	同左	売渡し本数1,000本につき 5,262円 (旧3級品は1,000本につき 2,495円)
電気税及びガス税	—	—	—	—	
木材引取税	—	—	—	—	
特別土地保有税	課税停止	同左	同左	同左	
入湯税	1人1日 150円	同左	同左	宿泊150円 日帰り75円	
都市計画税	0.3/100	同左	同左	同左	